

第三者評価結果

事業所名：川崎市生田保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育所保育指針、川崎市で統一された保育理念に基づき、園目標「心も体もすこやかな子ども、自分も周りの人も大切にできる子ども、豊かな感性を持ち、素直に表現できる子ども」に基づき作成しています。全体的な計画は、各年齢の子どもの状況や発達に応じた保育目標を立て、養護と教育について立案しています。また、健康管理、食育、安全管理、主な行事、地域の子育て支援、民間保育園・人材育成等、区のランチ園としても様々な取組を計画に載せています。保育士、看護師、栄養士、用務員など多くの職員の視点を取り入れて計画に反映しています。年度初めに全職員で再確認し、年度の保育の基本及び園全体の保育を俯瞰した計画として運用しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>2年前に新園舎に建て替わり、木造2階建てL字型で広くゆったりとしています。木のぬくもりを生かして子どもが心地よく過ごせるよう、環境プロジェクトチームを立ち上げて環境整備に努めています。園舎は採光が十分に届き、コロナ禍ということもあり温度、湿度、換気に務め、消毒、清掃等衛生管理を徹底しています。環境プロジェクトにより家具や遊具は子どもが見渡せるよう死角を防いだ配置にし、災害時の安全に配慮して滑り止め等で固定しています。道路に面する柵が低いと職員も認識しており、防犯対策を検討しています。また、子どもの発達や姿に応じて職員が手作り玩具や衝立などを製作しています。絵本を読むコーナーには子どもが一人で落ち着いて過ごせる場所があります。各保育室は食事コーナーと睡眠をとる空間を衝立等で仕切り、落ち着いて過ごせる生活空間となっています。トイレや手洗い場は利用しやすく安全・清潔に管理されています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>児童票や健康記録票、面談による生活記録、観察による診断記録などの記録類、また日常の保育から子どもの成長や発達過程、家庭環境を捉え、一人ひとりの子どもの特徴や個人差を把握しています。乳児ではしぐさや表情から、幼児では子どもの言葉や行動から、自分を表現することが未熟な子どもの気持ちを読み取っています。子どもが素直に表現できるよう一人ひとりの子どもの気持ちの受容に努めていますが、保育士の人数や部屋の数など制限もあり、十分には子どもの思いに沿えないことがあります。その場合でも楽しいと思える遊びを提供することにより気持ちの切り替えや受容につながると考えて保育を行っています。職員は年2回以上の討議の場を持ち、「子どもの気持ちに寄り添う保育」について共有化を図り、保育に反映できるよう努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの主体性を大切にし、自分でやろうとする意欲を育みながら基本的な生活習慣の習得に向けた援助を行っています。トイレトレーニングなど生活習慣の習得は、子どもの発達の状況や家庭との連携で乳児期から卒園までを見据えて進めています。ズボンをはけるように腰掛ける場所を作ったり、着脱のしやすい服装を保護者に用意してもらうなど環境を整えています。本人の主体性を促すために具体的に保育士がやって見せたり、理由を説明しています。乳児期は特に個人差が大きいため、少人数のグループに分け、一人ひとりの子どもの活動状態を見極めながら、食事や午睡時間に配慮しています。また、休息と活動のバランスが取れるように年齢や集団に応じた活動を設定しています。保育士が行う日常的な援助の他にも保育士、看護師、栄養士の3職種連携した保健指導や食育を年齢に応じて実施しています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 「子どもが主体的に遊ぶ保育プロジェクト」チームを編成し、「主体的に遊べるプロジェクト」をテーマに園内研修を行っています。また、「主体的」をキーワードにした月間の保育の振り返り、実践へとPDCAを回し、積極的に取り組んでいます。指導計画に基づき、また、子どもからの発想や姿により保育を展開し、様々な経験ができる保育をしています。虫の飼育や植物栽培、行事への取組の中で子どもが自発的・自主的に取り組むことを援助しています。現在コロナ禍でもあり、地域の人との交流は減少していますが、お手紙交換など他園との交流を通して人間関係を育んでいます。散歩では地域の人と出会い、挨拶を交わしたり、交通に注意して道路を渡ったり、公園では他園との交流を楽しむなど社会のルールを学んでいます。表現活動では、歌の会、リズム活動、荒馬踊り、太鼓、木琴などの楽器演奏、制作活動等、様々な活動ができるよう援助しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 連絡帳や送迎時の会話等を通して保護者と密に連絡を取り、一人ひとりの発達や生活リズム、体調に配慮した保育を行っています。午前や夕方の睡眠がとれるようにしたり、ゆっくり歩いたり、ハイハイしたり保育の内容を工夫し、1日を通して生活と遊びのバランスを考えた保育を行っています。担任以外にも補助に入る保育者を固定し、表情やしぐさを観察しながら丁寧に関わり、愛着関係を築けるようにしています。感触を楽しめたり、音のする玩具等、五感の発達を促すような様々な手作りおもちゃを保育士が制作しています。感染症に配慮し、玩具の衛生面での管理を徹底させています。子育てが初めての保護者が多いこともあり、子どもの発達や子育てに対する不安な気持ちに寄り添い、子どもの成長への見通しを持つことを伝えています。子育ての楽しさや子どもの成長を喜び合える関係を保護者とともに築いていきたいと考えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1～3歳児では基本的な生活習慣、話し言葉、知的興味や関心、自我の育ちが始まります。一人ひとりの発達に配慮し、少人数のグループに分けて着替えや入室などの生活場面で丁寧に関わられるよう配慮しています。友達との集団のかかわりを楽しむ場面では、気持ちのぶつかり合いの起きやすい場面もあり、保育者が仲立ちして見守るなど保育を工夫しています。広い廊下も遊びや生活の空間として活用できるように間仕切りを活用したり、遊具を設定するなどして環境を整えています。危険なことがわからない年齢でもあり、テーブルや高いところに登りたい気持ちを受け止めて探索活動が行えるよう環境を整えています。看護師や栄養士など多職種や異年齢のクラスの職員同士が連携して保育をすることにより、自然に子どもとの関係が深まり、保育士以外の大人との交流が図られています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳以上の子どもの発達過程は、基本的な生活習慣の確立、判断力・認識力や自主性・自立性の高まり、滑らかで巧みな全身運動、自然や社会事象への興味関心となっています。子どもの自発的な遊びや興味、関心のある物事が保育や行事で展開され、個々の力を十分に発揮できる環境を整えています。3歳児は自己中心が特徴なので保育士が仲立ちしながら遊びます。4歳児は他人が見た自分を認識します。必要に応じて保育士が介入して活動や遊びを展開しています。5歳児は自分で考え、自分で心を切り替えることができるようになり、保育士は子どもの気持ちを良く聞いています。職員間で保育を反省し、年齢ごとの連携した働きかけができるよう情報共有や検証を行い、保育に取り組んでいます。保育室の環境は、各担任が工夫して設定しています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園内はすべてバリアフリーであり、建物・設備面で障害児を受け入れる環境を整えています。指導計画は個別に作成し、会議で全職員に周知を図っています。クラスの指導計画に合わせての計画にしておき、周りの子どもと一緒に行事や遊びに参加できるよう、障害児がどのように関わられるか、取組や援助の方法、環境の整え方を工夫しています。インクルーシブ保育(障害のあるものもないものも共に保育する仕組み)を行い、共に成長できるようにしています。インクルーシブ保育については「発達相談支援コーディネーター便り」で保護者に情報を発信しています。配慮児の担任とはケースカンファレンスを定期的に行い、担任と一緒に保育を考えています。研修参加者は学びを深めて保育に生かしていますが、さらに学びたいと向上心の高い職員も多く、研修内容の周知を図っていく必要があると考えています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園での在園時間を考慮し、集団生活の中でも少人数で関わる保育をしています。個々の生活リズムや体力などを考慮し、0歳児では午前寝を行い、年長児では午睡をなくして就学への準備をするなど、各年齢に応じた配慮をしています。長時間保育は本年度から開始し、延長保育の補食を炊き込みご飯に変更しています。指導計画に長時間保育の位置づけを行い、在園時間を安全に過ごせるように工夫しています。子どもがゆったりと穏やかに過ごせるようマットなどを用意し、日ごろは用いない他のクラスの玩具や絵本を用意し、膝の上に子どもを乗せるなど家庭的な関わりをしています。子どもにとっては異年齢同士の関わりを経験できる良い機会になっています。引き継ぎ簿を用いて保育士間の引き継ぎを行い、保護者に今日の子どもの状況やトピックスなどを伝えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画の中に幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を記載し、成長の見通しを持った計画を立てています。5歳児の年間指導計画では「子どもの育ちを支えるために、小学校との情報交換や意見交換の場に参加し、発達の連続性を図る」とし、4期(1~3月)の計画では、「就学への一人ひとりの想いを丁寧に受け止め、不安を取り除きながら園生活を楽めるようにする」としています。近隣に小学校がなく交流が難しい状況となっていました。幼保小連携担当者会議への参加を通して努力を重ねた結果、小学1年生との交流の機会を作ることができました。保育指導計画の反省では、「就学前検診を終え、小学校を見てきたことで就学への期待が高まっている」としています。また、小学校の教室に入り、ランドセルを背負い、机に向かい座ることを体験するなど入学後の生活に見通しを持つ機会を作っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康管理マニュアル及び「健康管理年間計画」を立て、子どもの心身の健康を管理しています。健康管理年間計画は4期に分け、季節に応じた健康的な生活の過ごし方や自立に向けて関心や興味を持つ、という指導内容になっています。入園時には保護者に向けて園のしおりに基づき健康に対する園の取組を説明しています。入園時の個人面談では児童票や健康記録表等により子どもの健康状況を確認し、保護者からの要望を聞いています。子どもの体調不良やケガは詳しく保護者に説明し、翌日の登園時に体調やケガの状況を確認しています。看護師、保育士、栄養士が連携して虫歯予防や手洗い、生活リズムなどの健康教育を実施しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)のチェックで呼吸や体位を確認し、安全を確保しています。保健日誌、全体会議、ミーティングの記録等で子どもの健康状態や配慮事項について職員間で共有しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保健行事である健康診断は園医の検診が0~1歳児は2ヶ月に1回、2~5歳児は年2回、歯科検診は全園児に向けて年1回実施されています。健康診断は「健康診断記録表」に、歯科検診は「歯科検診審査票」に記録し、職員へ周知しています。また、健康診断は「すこやか手帳」に「歯科検診は「歯科健康診査の結果」としてその日のうちに結果を保護者に報告しています。毎月の身体測定、及び年2回の胸囲・頭囲測定の結果は「すこやか手帳」に記載して保護者へ報告し、家庭での生活に活用してもらっています。園医から地域の感染症情報などをもらったり、電話で子どもの医療に関わる相談に応じてもらったりしています。歯科検診後の歯磨き指導を実施し、歯の健康について習慣化できるよう努めています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> アレルギー疾患及び慢性疾患のある子どもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び健康管理マニュアルにもとづき、医療機関(主治医)、療育センター、園医と連携し、川崎市入所児童健康管理委員会に審査を依頼しています。審査意見をもとに家庭と連携しながら専門的な知見から対応しています。食物アレルギー除去食については、献立表をもとに必要なに応じて保護者と面談し、栄養士と担任保育士が情報を共有して、食事の提供を行っています。慢性疾患や発達障害のある子どもについては行事や説明会等を活用し、保護者間で交流ができるよう支援しています。慢性疾患やアレルギー疾患等についての知識や技術の習得のため、全職員が研修を受け、自己研鑽をする必要があると考えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>保育指導計画には年間を通して食育を位置づけており、保育士と栄養士が連携しながら食事について取り組んでいます。コメやトウモロコシ、野菜を栽培し、自然の恵みを知り、命と食のつながりを大切にすることを伝え、食材や食べ物とからだの関係に関心を持って食べられるようにしています。子どもが落ち着いて食事をとれるように子どもの発達に合わせた食具や強化陶器の食器の使用、椅子や机の食べやすい高さの調節、座位を保持するための工夫などを行っています。訪問日には子どもの個人差に応じて個別の量の調節やお代わりができるように、子どもの希望を聞きながら盛り付けていました。アレルギーなど個別の配慮食や離乳食については家庭と連携し、それぞれに合う内容で提供しており、個別相談も実施しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>日本人の食事摂取基準に基づき給与栄養量の目標値を設定したり、全園児の身長や体重から推定値を出して盛り付け量を決めるなど、子どもの発達状況を考慮した献立作成を行い、給食の提供をしています。また、事故防止のための食材の選択や調理の工夫を行っています。新型コロナウイルスの影響により栄養士、調理師が子どもと一緒に食事をとったり、クラスで配膳したりすることを中止しているため、子どもの食べる量や好き嫌いについては担任保育士からの情報や残食調査から把握しています。旬の食材や、ひな祭り、七夕などの行事食、世界の料理などを献立に取り入れ、子どもが食事に興味を持てるようにしています。厨房等の衛生管理については大量調理マニュアルに基づいて実施し、食の安全性に努めています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者との送迎時の会話や連絡帳を通じて、その日の子どもの様子や生活について情報共有しています。乳児クラスは連絡帳等を通して保護者の子育て上の困りごとや疑問を把握し、家庭支援に努めています。例えば、遊びたくて食事を摂らない場合や、兄弟げんかの仲裁などについて保育士、看護師、栄養士など職種間で協力し、保育園で行っている対処方法を伝えています。クラスだよりや写真の掲示で保育内容や保育の意図、子どもの姿を丁寧に知らせ、子どもの成長を保護者と共有できるようにしています。新型コロナウイルスの影響で十分な開催ではありませんが、保育参観、個人面談、懇談会、行事、イベント等、様々な機会を通して園で行っている保育の内容を伝えています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>コロナ禍の影響で従来のように、面談や懇談会が少ない中でも日々の会話、連絡帳、クラスだより、写真の掲示、アプリでの送信等で子どもの姿や保育の様子を伝え、保護者との信頼関係の構築に努めています。送迎時や懇談会では常に言葉かけを行い、話しやすい雰囲気づくりを心掛けています。相談の機会は日常的にあり、担任だけでなくフロアリーダー、発達相談支援コーディネーターが相談に乗り、職員間で情報を共有し、丁寧に対応しています。初めての子育ての保護者も多いため、不安にならないように気持ちを受け止め、子どもの発達期の特徴や対応の仕方など保護者の気持ちを安定させる取組をしています。相談を受けた保育士が適切に対応できるようクラスリーダー、フロアリーダー、発達相談支援コーディネーター、看護師、栄養士、園長などが様々な相談に対して助言に応じる体制があります。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>朝の受け入れ時に、表情や行動、また、連絡帳などから子どもの様子を観察しています。子どもの着替えやおむつ交換時には体の傷やあざ等にも注意しています。子どもの心身の状況把握と共に保護者の状況把握も行い、複数の保育士等で確認しています。保護者に気になる状況や疑われる言動がある時には、園長に報告し、園内でも個人情報保護に留意して情報共有しています。必要に応じて行政の児童家庭課など関係機関と連携をとりながら早期の対応に努めています。また、児童相談所や要保護児童対策地域協議会と連携して記録に残しています。日常的に保護者とのやり取りを丁寧にすることで困ったことや不安に思うことなどの相談に乗りやすい、話しやすい関係づくりに努め、ハイリスクにしない対応を心掛けています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>日々、保育の実践の振り返りを行い、職員間で話し合い、週案や月案に反映させ、保育の質の向上に努めています。写真や動画などドキュメンテーションを使って子どもの姿を共有し、保育の質を高める取組をしています。子どもの人権を尊重する保育について区の園長補佐連絡会でまとめた冊子（自己評価・チェックリスト付き）は、日々子どもと向き合う中で、具体的な子どもへの接し方、大切にしたいことが集約されています。子ども一人ひとりに合った声のかけ方、見守り、待ち時間の使い方など、実際の保育で課題になる部分を取り上げています。これをもとに園では自分たちの保育について話し合い、理解を深め、各自が自己評価を行い、保育所全体の自己評価につなげています。</p>	